

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 消防本部防災課

監査実施期日： 令和4年5月19日

監査結果報告： 令和4年5月25日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	改善措置状況	備考
1 物品購入関係 ・「感染防止資機材の購入」において、3社を対象として見積依頼する際に、起案書や見積依頼書に本社と受任機関の区分が明確になっておらず、1社の見積依頼書には本社名のみが記載され、「仙台支店」の記載がなかった。大崎市（組合）の入札参加業者登録では、本社から入札や契約に関する権限を営業所などの受任機関に委任している場合は、本社が契約の相手方とはならないため、契約事務の透明性、公平性の確保の観点から、適正に見積合わせを行うこと。（R3）	今後は、見積徴収起案時に契約管理システムで受任機関の確認を行い、適正な見積合わせを実施します。	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。